

# 令和5年度第9回川崎市環境影響評価審議会 次第

日 時 令和5年12月20日（水）14時00分～16時00分（予定）

場 所 オンライン会議（川崎市役所本庁舎 301、302会議室）

## 1 議事

- (1) JR 東日本南武線連続立体交差事業（矢向駅～武蔵小杉駅間）に係る条例環境影響評価準備書について（答申案審議）
- (2) 等々力緑地再編整備・運営等事業に係る条例環境影響評価方法書について（事業者説明）

## 2 その他

---

諮問文（等々力緑地再編整備・運営等事業に係る条例環境影響評価方法書）

資料1-1 JR 東日本南武線連続立体交差事業（矢向駅～武蔵小杉駅間）に係る条例環境影響評価準備書についての個別審査意見

資料1-2 JR 東日本南武線連続立体交差事業（矢向駅～武蔵小杉駅間）に係る条例環境影響評価準備書の審査結果について（答申案）

資料2 JR 東日本南武線連続立体交差事業（矢向駅～武蔵小杉駅間）に係る条例環境影響評価準備書

資料3 条例準備書の説明会の開催結果報告書

資料4 JR 東日本南武線連続立体交差事業（矢向駅～武蔵小杉駅間）に係る条例見解書

資料5 JR 東日本南武線連続立体交差事業（矢向駅～武蔵小杉駅間）に係る条例公聴会会議録

資料6-1 等々力緑地再編整備・運営等事業（第1種行為）に係る手続経過

資料6-2 等々力緑地再編整備・運営等事業に係る条例方法書に対する市民等意見の概要と指定開発行為者の見解

資料7 等々力緑地再編整備・運営等事業に係る条例環境影響評価方法書

参考資料 令和5年度幹事・関係課長名簿

JR東日本南武線連続立体交差事業（矢向駅～武蔵小杉駅間）に係る  
 条例環境影響評価準備書についての個別審査意見書

項 目	個別審査意見
全般 (後藤委員)	<p>本事業は、地域交通の円滑化、災害時のレジリエンス向上、生活環境向上、地域活性化、さらに交通利用者にとっても利便性が向上する非常に重要な事業であると考えます。是非、早期に実現をお願いしたい。一方、対象地域の近隣に居住されている方々や通勤・通学等で日常的に利用されている方々にとっては、長期の工事となり、ご不便をお掛けすることが予想される。安全、騒音、振動に配慮した工事を実施いただきたいと考える。</p>
温室効果ガス (一ノ瀬委員)	<p>一般的な環境アセスメントの考え方にそぐわないかもしれませんが、本案件は規模も大きく、長期にわたる事業であるため、対象地域周辺への事業の（間接的な）波及効果についても可能な限り予測しておくことが重要と思われまます。もちろん、イレギュラー（突発的、事前には予測不能）な要因で、将来への影響が不透明な部分も少なくないとは思いますが、BAU（現状のトレンド）のアプローチで十分かとは思いますが、</p>
温室効果ガス (醍醐委員)	<p>評価項目に選定されていない理由（表 3-3 (1)）の現況の概要の記述が、有意な記述となっていない。</p> <p>温室効果ガスの項目において、供用時に交通混雑緩和は大きく温室効果ガスの排出削減に寄与するものと考えられます。削減効果であるため、評価が求められるものではないですが、「影響」ではありますので、言及をされておくのが望ましいように考えます。</p>
騒音 (森長委員)	<p>南武線の沿線には高層マンションも多く、高さ方向での評価が必須ではないかと考えております。予測結果として、高さ 1.2 m, 3.5 m, 13 m の結果が本編および資料編に示されていますが、「現状の改善を図る」という目的であれば、今回の高架化によって最も影響を受けやすい高さでの現状と予測値とが比較され、改善が図られていることを示すのが良いのではないのでしょうか。</p> <p>仮に、高さが 13 m が最も影響を受けやすい高さであると想定できるのであれば、その理由を示すべきではないのでしょうか。</p> <p>13 m の結果は 1 地点のみで示されていますが、調査地点の数は適切でしょうか。保全対象との距離や列車の走行速度等の条件を考慮し、必要に応じて調査地点を追加すべきではないのでしょうか。</p> <p>適切と考えるのであれば、その理由を示すべきではないのでしょうか。</p>

項 目	個別審査意見
<p>地域交通 (田中委員)</p>	<p>図-4.6.1-10に示されるように、今回予測対象とした交差点は短い距離で近接しているものが多く、そのような交差点では停止線からの滞留列が上流側の隣接交差点に達する可能性があり、その結果隣接交差点の交通流率が低下して（先詰まり）、計算上の交通処理が行えなくなる可能性があります。また右折専用車線が整備されていない交差点も多く、そのような交差点で右折車両が発生すると後続の直進・左折車両がブロックされて、計算上の交通処理が行えなくなる可能性があります。</p> <p>工事中の実際の状況をモニタリングしていただき、渋滞などの問題が生じた場合には交通管理者と適切な対応を協議していただく必要があると思います。</p>
<p>地球温暖化 対策 (醍醐委員)</p>	<p>温室効果ガスの項目は、「地球環境」であり、他の影響項目と異なり、工事区画あるいはその周辺でのローカルな環境影響ではない点に留意されたい。そのため、配慮事項においては、建設時の省エネ等だけでなく、資材調達についても記載を加えられればと考えます。</p>

**JR 東日本南武線連続立体交差事業（矢向駅～  
武蔵小杉駅間）に係る条例環境影響評価準備書の  
審査結果について（答申案）**

令和 5 年 12 月

川崎市環境影響評価審議会

## まえがき

JR 東日本南武線連続立体交差事業（矢向駅～武蔵小杉駅間）は、川崎市が、鉄道事業者である東日本旅客鉄道株式会社の協力を得て、東日本旅客鉄道南武線（以下「JR 南武線」という。）の幸区の矢向駅から中原区の武蔵小杉駅間となっている約 4.5km の区間において、鉄道の高架化を行うものである。

計画区間の用途地域としては、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域等がみられ、現在、そのほとんどが JR 南武線の路線（鉄道用地）となっている。

計画区間周辺の主要な道路として、一般国道 409 号、東京丸子横浜及び大田神奈川が計画区間と一部交差している。また、計画区間周辺は、主に住宅用地、集合住宅用地となっているほか、学校をはじめとした文教・厚生用地や軽工業用地等として利用されている。

本審議会では、当該地域の状況等を踏まえ、指定開発行為に係る条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）等について総合的に審査し、次の結果を得たものである。

## 目 次

1	指定開発行為の概要.....	1
2	審査意見.....	4
	(1) 全般的事項.....	4
	(2) 環境影響評価項目に関する事項.....	4
	ア 大気質.....	4
	イ 騒音.....	4
	ウ 振動.....	4
	エ 廃棄物等（建設発生土）.....	5
	オ 景観.....	5
	カ 日照阻害.....	5
	キ テレビ受信障害.....	5
	ク 地域交通（交通安全、交通混雑）.....	5
	ケ その他.....	6
	(3) 環境配慮項目に関する事項.....	6
	ア 地球温暖化対策.....	6
	(4) 事後調査に関する事項.....	6
3	審議経過.....	7

## 1 指定開発行為の概要

### (1) 指定開発行為者等

#### ア 指定開発行為者

名 称：川崎市

代表者：川崎市長 福田 紀彦

住 所：川崎市川崎区宮本町1番地

#### イ 鉄道事業者

名 称：東日本旅客鉄道株式会社

代表者：代表取締役社長 深澤 祐二

住 所：東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

### (2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：JR 東日本南武線連続立体交差事業（矢向駅～武蔵小杉駅間）

種 類：鉄道若しくは軌道の新設又は線路の改良（第2種行為）

（川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の10の項  
に該当）

### (3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市幸区塚越3丁目～中原区新丸子東2丁目

延 長：約4.5km

### (4) 計画の概要

#### ア 目的

鉄道の高架化

イ 事業概要

(7) 事業計画の概要

項目	内容
事業名	JR 東日本南武線連続立体交差事業 (矢向駅～武蔵小杉駅間)
事業区間	矢向駅～武蔵小杉駅
事業延長	約 4.5km
除去踏切数	9箇所
駅	3駅 (鹿島田駅、平間駅、向河原駅)
工法	別線高架工法
変電所(移設)	1箇所 (向河原変電所)

(1) 構造の概要

項目		内容	
一般部	高さ	盛土構造	約 2 ～ 6 m (防音壁天端高さ)
		高架構造	約 6 ～ 10m (防音壁天端高さ)
	橋脚間距離	約 13m	
駅部	高さ	鹿島田駅	約 12m
		平間駅	約 15m
		向河原駅	約 13m
	幅	鹿島田駅	約 19m
		平間駅	約 16m
		向河原駅	約 19m
	プラットホーム延長	約 130m	
駅構造形式	高架式		
プラットホーム形式	相対式 (鹿島田駅、向河原駅)		
	島式 (平間駅)		



ウ 建築計画（変電所）

区分	計画建物（変電所）
建築敷地面積	約 1,250 m <sup>2</sup>
建築面積	約 412 m <sup>2</sup>
建ぺい率	約 33.0%
延べ面積	約 819 m <sup>2</sup>
容積率	約 65.5%
構造	R C 造（一部鉄骨造）
階数	地上 2 階
建物高さ	約 17m（約 22m <sup>注1）</sup> ）

注1）地上から屋上クレーン上階までの高さ

## 2 審査意見

### (1) 全般的事項

本指定開発行為は、鉄道を高架化するものであり、工事中や供用時における環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置等を実施するとともに、本審査意見の内容を確実に遵守する必要がある。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知する必要がある。

### (2) 環境影響評価項目に関する事項

#### ア 大気質

計画区間及び工事用車両ルートが学校、保育所、住宅等に近接していること、工事が概ね16年と長期間に及ぶことから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底する必要がある。

#### イ 騒音

計画地及び工事用車両ルートが学校、保育所、住宅等に近接していること、工事が概ね16年と長期間に及ぶこと、沿道における等価騒音レベルが現況において既に環境保全目標を超過している地点があることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知する必要がある。

線路の高架化による影響は地上付近よりも高所で大きくなることから、条例環境影響評価書（以下「条例評価書」という。）において、高架化に伴う影響が大きくなると考えられる地点における評価結果を示す必要がある。その際、調査、予測地点の設定の根拠を明らかにするとともに、必要に応じて調査、予測地点を追加する必要がある。

#### ウ 振動

計画地及び工事用車両ルートが学校、保育所、住宅等に近接していること、工事が概ね16年と長期間に及ぶことから、条例準備書に記載した環

境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知する必要がある。

エ 廃棄物等（建設発生土）

(ア) 建設発生土

処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告する必要がある。

オ 景観

工作物の外観の色彩等については、川崎市景観計画を踏まえるとともに、市関係部署と十分協議の上、決定する必要がある。

カ 日照阻害

日影の影響を比較的大きく受ける建物については、その影響の程度について住民等に説明すること。

キ テレビ受信障害

障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

ク 地域交通（交通安全、交通混雑）

工事用車両ルートが学校、保育所、住宅等に近接していること、工事用車両ルートの一部が指定通学路になっていること、歩車分離がされていない区間があること、信号機のない横断歩道があることから、事業の実施に当たっては交通安全対策を最優先するとともに、事前に周辺住民等に対し工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底する必要がある。

計画区間周辺の交差点において、複数の交差点が短い距離で近接しているものや、右折専用車線が整備されていない交差点が多く、滞留列が上流側の隣接交差点に達すること等により、計算上の交通処理が行えなく

なる可能性があることから、工事用車両の運行管理を徹底するとともに、発生集中台数が想定を超える場合には、交通管理者と適切な対応を協議する必要がある。

#### ケ その他

著しい温室効果ガス発生の要因となる施設はないため予測・評価項目として選定しないこととしているが、本事業の実施に伴う交通混雑の緩和は、大きく温室効果ガスの排出削減に寄与するものと考えられることから、条例評価書において温室効果ガスを選定し、その影響の程度について言及する必要がある。その際、周辺地域の概況において、踏切部における交通の阻害の状況を整理する必要がある。

### (3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「電磁波・電磁界」、「光害」、「地震時等の災害」、「地球温暖化対策」及び「資源」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について市に報告する必要がある。

#### ア 地球温暖化対策

工事中の措置の内容について、建設資材の調達に関する配慮の内容についても検討する必要がある。

### (4) 事後調査に関する事項

条例準備書に記載した事後調査計画の内容に加え、個別事項で指摘した内容を踏まえ、計画的な事後調査を行うこと。

また、事後調査の結果、条例準備書で予測した数値を超えること等により、生活環境の保全に支障が生じる場合は、直ちに市に連絡するとともに、生活環境を保全するための適切な措置を講ずること。

### 3 審議経過

令和5年 11月 6日	市長から審議会に条例準備書について諮問
11月 7日	審議会（事業者説明及び審議）
11月 15日	現地視察
12月 20日	審議会（答申案審議）

## 等々力緑地再編整備・運営等事業に係る環境影響評価の手続き経過

## 手続経過

- 令和 5 年 4 月 1 2 日 環境配慮計画書の受領  
4 月 2 1 日 環境配慮計画書の公告及び縦覧開始  
5 月 2 2 日 環境配慮計画書の縦覧終了、意見書の提出締切  
意見書の提出件数 1 4 名 2 1 通  
7 月 3 日 環境配慮計画見解書の受領  
市長から審議会宛て諮問  
7 月 4 日 審議会の現地視察  
7 月 1 2 日 環境配慮計画見解書の公告及び縦覧開始  
7 月 1 9 日 審議会（事業者説明）  
7 月 2 6 日 環境配慮計画見解書の縦覧終了  
9 月 5 日 審議会（答申案審議）  
審議会から市長宛て答申  
9 月 1 4 日 環境配慮計画審査書の送付及び公告  
1 0 月 5 日 指定開発行為実施届の受理及び条例環境影響評価方法書の受領  
1 0 月 1 6 日 条例環境影響評価方法書の公告及び縦覧開始  
1 1 月 2 9 日 条例環境影響評価方法書の縦覧終了、意見書の提出締切  
意見書の提出 8 名 1 1 通  
1 2 月 1 9 日 市長から審議会宛て諮問  
1 2 月 2 0 日 審議会（事業者説明）

## 条例環境影響評価方法書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

### 1 条例環境影響評価方法書の縦覧等

#### (1) 条例環境影響評価方法書の縦覧期間及び縦覧場所

条例環境影響評価方法書（以下「条例方法書」という。）の縦覧期間及び縦覧場所は表 1 に示すとおり、令和 5 年 10 月 16 日（月）から令和 5 年 11 月 29 日（水）までの 45 日間、中原区役所、川崎市役所（環境局環境対策部環境評価課）にて縦覧された。

表 1 条例環境影響評価方法書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	令和 5 年 10 月 16 日（月）～令和 5 年 11 月 29 日（水）（45 日間）
縦覧場所	中原区役所、環境局環境対策部環境評価課

#### (2) 意見書の提出数

意見書： 8 名 11 通

## 2 条例環境影響評価方法書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

条例方法書に対する市民意見等の概要とそれらの意見に対する指定開発行為者の見解は、以下に示すとおりである。

なお、意見書は、原文から文字を判読し、原文のまま記載した。

### 【記載例】

#### (1) ○○○○について

<p>(1) ○○○○について ① ○○○○について ② ○○○○について</p>	<p>この欄には、意見書の内容を項目ごとに分類し、その主旨について箇条書きにまとめました。</p>
<p>市民意見等の概要</p>	<p>指定開発行為者の見解</p>
<p>① ○○○○について</p>	<p>この欄には、内容ごとに分類した意見書の主旨を示しました。</p>
<p>○○○が考えられるため、○○○を望む。</p> <p>○○○されると、○○○のようなことはないのでしょうか。</p> <p>○○○はどうなるのか。もし○○○できなければ問題が生じる。</p> <p>この欄には、上記の分類に該当する意見を記載しました。</p> <p>文末の【意見書○】は意見書番号です。</p>	<p>○○○する計画となっております。</p> <p>○○○を行う等により、○○○に努める計画です。</p> <p>本事業では、○○○を考慮して評価を行っております。○○○において、○○○と予測しています。</p> <p>この欄には、各項目に該当する意見に対する指定開発行為者の見解（考え方）を記載しました。</p> <p>※【意見書○】の○○○についてのご意見に対する見解は「○○」(p. ○)に示しました。</p> <p>複数の分類に該当する意見の場合は、※印で、上記以外の分類に対する見解の記載箇所を示しました。</p>



## (1) 環境影響評価について

(1) 大気質、騒音、振動、交通混雑	
① 工事中の大気質、騒音、振動、交通混雑の影響について	
② 供用時の大気質、騒音、振動、交通混雑の影響について	
③ 供用時の公園利用による発生音について	
市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
<b>① 工事中の大気質、騒音・振動、交通混雑の影響について</b>	
<p>条例環境影響評価方法書について環境保全の見地から意見書を提出します。</p> <p>(工事中)</p> <p>とどろきアリーナ入口をトラックの出入口になると、民家が目の前なので、騒音・排気ガス・振動(この辺は地盤が緩ると聞いています)・交通混雑で迷惑です。(現在も工事用車両が通ると家が揺れます)</p> <p>民家も離れていますし、バス通りにもなっていない等々力球場の前辺りを出入口にして欲しいです。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 7-1】</p>	<p>工事中の安全対策及び環境保全対策については、条例方法書(p.45～46 参照)に記載したとおり実施する計画としていますが、施工計画の詳細については検討中です。今後の検討において、ご意見を参考にさせていただきます。</p>
<b>② 供用時の大気質、騒音・振動、交通混雑の影響について</b>	
<p>工事が終わって、催し物広場が駐車場になっても、現在のとどろきアリーナ入口を出入口として使うのは、騒音・排気ガス・振動・交通混雑の理由から反対です。</p> <p>等々力球場前を出入口にしてくださることを要望します。</p> <p>催し物広場が立体駐車場になることで不安なことは、圧迫感・利用による騒音・排気ガス・交通混雑です。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 7-2】</p>	<p>駐車場については、等々力緑地全体の土地利用や機能を考慮しながら、検討を進めています。駐車場利用における安全の確保や環境保全についても検討いたします。今後の検討において、ご意見を参考にさせていただきます。</p> <p>※【意見書 7】の圧迫感の影響についてのご意見に対する見解は「(4)① 圧迫感の影響について」(p.4)に示しました。</p>
<b>③ 供用時の公園利用による発生音について</b>	
<p>環境配慮計画への市民意見で、球技専用の競技場が現陸上競技場での観客を1万人も上回る施設に政変せれることに、今でもイベント開催時は周辺住宅地に耐え難い騒音を与えていることを指摘し、改善を求めたが、回答では「現状を鑑み環境配慮が必要と考えられることから、発生音響影響の低減のための方策を事業者と共に検討します。」と述べている。しかし事業者の方法書には、周辺住宅地への騒音対策には一切触れていません。騒音で取り上げているのは、自動車交通や建物の空調設備に関する事だけなのはなぜですか？</p> <p>「発生音響影響の低減のための方策を事業者と共に検討します。」と書いても、肝心の環境影響評価方法の項目にすら載せないでは空約束にしかありません。周辺住民が日々イベント時の騒音に悩まされている現状を改善する対策を真剣に検討してください。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 9】</p>	<p>環境配慮計画書において、公園利用による発生音に関するご意見をいただいたことを踏まえ、等々力緑地全体の土地利用や機能を考慮しながら、検討を進めています。</p> <p>条例方法書では、周辺の住居等に関する配慮として「公園利用による発生音影響の抑制のための方策を検討する。」と記載しましたが(条例方法書 p.25 参照)、イベント開催による発生音も含め、引き続き、本事業として実施可能な対策を川崎市とともに検討します。</p>

<b>(2) 緑の量</b>	
① 樹木の保全について	
市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
① 樹木の保全について	
<p>環境配慮計画への市民意見で、事業に伴って緑地の高木が多数伐採される可能性があり、地球温暖化対策にも暑熱対策にも逆行することを危惧することが指摘されたが、市の見解でも事業者の見解でも 10mを超える高木は可能な限り保存すると回答している。「可能な限り」の文言は極めてあいまいなものであり、高木の大半を保存する保証はない。今 10mを超える高木は何本あって、何本伐採または保存するのか科学的に調査し保全の約束をするべきです。実際、釣り池の東側に設置する外周道路は 100 本以上の高木を伐採する以外に道路の拡幅は出来ないと考えます。樹木を伐採しない方法は、新たに釣り池の中に道路を通す方法しか見当たりません。市と事業者は緑地内の高木を保全する具体的な数値をアセスで示してください。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 10】</p>	<p>事業計画の策定にあたっては、等々力緑地全体の土地利用や機能を考慮しながら、施設配置等の検討を進めています。高木の保全に努めるとともに、樹木の新植も検討してまいります。今後の検討において、ご意見を参考にさせていただきます。</p>

<b>(3) 人と自然とのふれあい活動の場、コミュニティ施設</b>	
① 将来の公園利用について	
市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
① 将来の公園利用について	
<p>「市民の憩いの場、触れ合いの場としての公園となっている」と記載されておりますが、新しくなる公園やスタジアム施設等では試合を開催していないときには、どのような利用ができ、池や自然との憩いや触れ合いをイメージされているのでしょうか。具体的なイメージが知りたいです。また、日常的に公園を使う市民の声を聞くような機会は設けられないのでしょうか。市民の意見を評価に入れるような形が望ましいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 2-1】</p>	<p>等々力緑地内のまとまった樹林地と水辺は、憩いや自然との触れ合いの場として利用できるよう整備し管理していく計画です。まとまりのある芝生広場の整備や、子どもの遊び場を設けるほか、誰もが不自由なく安全に利用できるよう、バリアフリー動線の確保やインクルーシブ遊具の設置等を検討しています。なお、試合を開催していないときの球技専用スタジアム等の施設利用については、現在検討中です。</p> <p>また、環境影響評価の手続きにおいて、市民からのご意見をいただく機会としては、今後、条例準備書の手続きにおいても意見書をご提出いただけます。</p>

<b>(4) 景観、圧迫感</b>	
① 圧迫感の影響について	
市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
① 圧迫感の影響について	
<p>催し物広場が立体駐車場になることで不安なことは、圧迫感・利用による騒音・排気ガス・交通混雑です。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 7-2】</p>	<p>駐車場については、等々力緑地全体の土地利用や機能を考慮しながら、検討を進めています。今後の検討において、ご意見を参考にさせていただきます。</p> <p>※【意見書 7】の供用時の大気質、騒音・振動、交通混雑の影響についてのご意見 に対する見解は「(1)②供用時の大気質、騒音・振動、交通混雑の影響について」(p.3)に示しました。</p>

(5) 交通安全、交通混雑	
① イベント時の歩行者交通による周辺への影響について	
市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
① イベント時の歩行者交通による周辺への影響について	
<p>等々力競技場近くに居住しています。Jリーグ開催日、特に終了後の交通には本当に困惑しております。人・自転車・車と非常に混雑し、帰宅時間をずらすなどかなり苦慮しております。私道にも人があふれています。横断歩道が無い場所での横断、スマホ見ながらの歩行、無断駐車 など後絶たないです。公園自体の整備に合わせて、周辺駅間の人流のコントロールの整備を是非お願いします。本当に困っているんです。。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 1】</p>	<p>現在、Jリーグの試合開催日においては、誘導員による交通整理やシャトルバス等の対応を実施していますが、周辺道路の歩行者混雑の緩和や交通安全に配慮するため、引き続き、関係機関との協議を踏まえ、本事業として実施可能な対策を川崎市や川崎フロンターレとともに検討します。</p>
<p>スタジアムでの試合開催時の観客の渋滞や混雑に対して、公園内や公園外に対してどのような配慮考えていますか。日頃等々力緑地を利用していますが、試合開催日には、道路の混雑や周辺住宅地に溢れかえった人々に巻き込まれアクセスが大変悪くなります。得に車や公共交通機関を使わないといけない子連れや老人の方はとても不便な思いんしていると思います。</p> <p>商業施設ができるようですが、それによる人も加わることで現状よりも悪化しないか心配です。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 3】</p>	
<p>環境配慮計画への市民意見で、陸上競技場でのイベント開催時には会場周辺の生活道路が人人人で埋め尽くされ住民が家に帰ることもできない状況を訴えましたが、これがさらに球戯場専用会場に改築されれば観客が1万人も上回りさらに道路混雑はひどくなることは必至です。</p> <p>市の回答では「現地調査により現況の歩行者の状況を把握するとともに・・・実施可能な対策を事業者と共に検討します。」と述べています。しかし事業者の方法書には、周辺住宅地への歩行者混雑の対策には一切触れていません。</p> <p>離れた中原街道や府中街道の自動車交通などは事細かく取り上げているのに、数万人の等々力施設利用者の歩行者交通についてなぜアセスメントしないのですか？</p> <p>市の環境配慮計画の項目選定は「環境影響評価技術指針を参考にした。」と書いていますが、市の技術指針には歩行者交通にも配慮する項目は明記されています。歩行者交通をアセスメント項目から除外することは行政の怠慢ではないでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">【意見書 8】</p>	

## (2) 事業計画について

(1) 事業計画について	
① 事業実施について ② 施設配置計画について ③ 外周園路の計画について	
市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
① 事業実施について	
<p>自然なくして 人間は生きられない。            車社会となる前の時代 路地は子ども達にとっては 夢のような・天国のような場所だった。広場も同様。そこで遊びを自由に楽しむことができる・楽しむことができたのは 幸せなことだった。効外・町内の子ども達の健康で元気な姿が何よりの幸せ。</p> <p>21 世紀は大災害の時代でもある。契約と言うあり方ではなく 永久(とわ・長く変わらないこと)であり 今現在ある物を生かす方が賢明である。サッカー場の集客を増す等騒音と言う騒音ざんまい。窓の一つも開けられない。テニスコート脇の道路は美しい多摩川に行く道。日々活用している人は実に多い。駐車場の拡大等公害から市民を守るとは言えない。</p> <p>人間都市の創造に向かうのはいいが 具体的には 子ども達に夢を！老人に生きがいと安らぎが永久に与えられる街づくりで進めていただきたい。文明と自然・人間とが調和した活力のある一体の 21 世紀・人間都市であってほしい。</p> <p>果して今後進めようとしている等々力緑地計画とは 靖国英霊達から見たら望んでいる形・強く望んだ未来の国・街のあり方・姿だろうか。靖国英霊・神が望んだ日本国の一部でしょうか。決して忘れないでいただきたい。私達は皆後に続く国民。生前期間一時の利益等何の意味がある。改めて郷土の発展に尽くされたたくさんの先人のご労苦に心から感謝と敬意を表すものであります。自然・広場・緑・広域非難場所がまったくなくなったらどう思われますか。今現在ある物を十分に生かし例えば核兵器廃絶・真の平和を求めてやまぬ街・場であって良いのではないのでしょうか。くれぐれも誘れぬようお願いしたい。</p> <p>人はどうあったか。どうあり続けたかだけです。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 6】</p>	<p>等々力緑地の再編整備は、川崎市の「等々力緑地再編整備方針」(平成 21(2009)年 5 月)、「等々力緑地再編整備基本構想」(平成 22(2010)年 2 月)等の上位計画に基づき推進されているものであり、これまで球場の改築、陸上競技場メインスタンドの改築などが実施されてきました。本事業の目的は、「等々力緑地再編整備実施計画」(令和 4(2022)年 2 月改定)に示されている「等々力緑地の目指すべき将来像」を実現し、公園緑地の新たな価値向上を図り、等々力緑地を日常的に賑わう地域の核となる空間とすることであり、川崎市と協議しながら検討を進めています。今後の検討において、ご意見を参考にさせていただきます。</p>

市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
<p>② 施設配置計画について</p>	
<p>等々力緑地内、釣池と球技専用スタジアムの間にある三角地(現状は公園)に恒久店舗を建設することに反対します。理由は以下の通りです。</p> <p>1. 当該公園(以下三角公園と呼びます)は従来より近隣住民の利用する緑ある貴重な場所であること。散歩、休息、近隣幼稚園・保育園(例:川崎市立等々力保育園)の園児の外出時の遊び場、年配者のゲートボール場(草むしりなど整備不良で現在は使用不可)、蝶、トンボなど虫取り遊び、若い親子連れのキャッチボール、家族でのバドミントンなど楽しみ一杯の公園であること。(草刈りが不十分な時期があったがおかげさまで現在はきれいな状態に戻っている)</p> <p>2. 地元住民が活用している緑の三角公園をあえて潰して物販設備をつくる必要はあるのか？</p> <p>説明では「これまでの概念にとらわれない柔軟な発想を取り入れた飲食・物販、スポーツ、市民活動、生涯学習、趣味、学び、体験、文化など多様なニーズ」の建物と書かれていますが、具体的にどのような設備なのか利用方法を教えてください。</p> <p>3. 三角公園の前に新設の外周園路ができます。現地を見る限り幅広の園路のルート次第では三角公園内の数本の10mを超える木の伐採をせずにすませることができ、かつ本道路と現行の三角公園との境が拡充されれば更に広い緑の部分が守られるとも考えられます。建築物を建てた場合、これらの木を伐採しないですむのでしょうか？</p> <p>4. 物販のための機能が必要というのであれば、現状の構築物の整理統合又は野球場、陸上競技場、球技専用スタジアムの中に設置していただきたい(好例としては老人いこいの家を建物から野球場内へ取り込んだケースがある)</p> <p>5. 結論として言いたいことは、等々力緑地の歴史は「緑あふれる緑地」をコンクリートとハコモノで埋めて来た歴史とも言えます。川崎市民誇りの川崎フロンターレの本拠地スタジアムが世界標準になることは大変喜ばしいことですが、一方市民が求める「何もない緑だけの空間」も守っていききたいのです。</p> <p>何卒、等々力緑地の全体設計・施工を担当していただいている川崎とどろきパーク殿には更に叡智を結集して頂き、首都圏に残る数少ない緑の公園の緑の部分を出来うる限り残しつつ、必要な物販機能との整合を取って頂き、緑豊かな現在の三角公園を川崎市制の次の100年を担う次世代に引き継ぐことのできるプランを考え出して頂きたいと念じております。</p> <p style="text-align: center;">【意見書4】</p>	<p>事業計画の策定にあたっては、等々力緑地全体の土地利用や機能を考慮しながら、施設配置や用途の検討を進めています。今後の検討において、ご意見を参考にさせていただきます。</p>

市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
<p><b>③ 外周園路の計画について</b></p>	
<p>「外周園路」の幅は宅地側の歩道2m、池側の車道7m、計9mとすることを決定済みですが、図上の計画を現実の植生と調整せず実施しますと、約140本の伐採が必要との事。その中にはレベル5、レベル4に相当する大樹もあって、緑の量及び質に重大な影響を与えます。</p> <p>2020年8月の再編整備室との協議において、道路拡張の範囲になる公園樹木はどうなる？という質問に対し、等々力緑地は川に近いので、木の根が浅い可能性があり、風害に弱い懸念がありますが、1本1本専門家の意見を踏まえて対応する。という回答でした。</p> <p>等々力住民は日常的に見ていた道路拡張エリアの大樹・高木がどのような対応となるかについて、高い関心を持っております。公園の樹木を減らさないために、車路を迂回させたり、分割する等で伐採本数を減らしたいと考えています。専門的な見解も併せて適切な対応を見つけ出したいと思っております。</p> <p>今公園の樹木の大量伐採が進行している、典型的事例が東京神宮外苑の森の約3000本の伐採で協議不足もあり、訴訟となってしまった外苑の再開発事業のような轍を踏まないようにして欲しいと思います。</p> <p>町内会との協議期間には6ヶ月程度は必要と考えております。</p> <p>等々力町内会は約10年間にわたり、以下の2回の請願を行い、市側の公園園路計画に反対の意思表示をしてきました。</p> <p>①小杉神社からの幹線生活道路(現在も利用中)を廃道にすること。</p> <p>②府中街道へ短絡する車路計画を見直し取りやめにする事。</p> <p>現在は①②に替えて、提案された外周園路計画を受入れております。ただし、伐採見直しなどの詳細計画については時期を待つように言われておりましたが、その時が今来たと考えております。</p> <p>誰でも使える(簡易テニスコートやハーフバスケットコート)施設を提案し、地域住民にとって気楽に楽しめる公園にしたい、必要な努力は惜しまぬ考えでおります。</p> <p>等々力駅(大井町線・東京世田谷区)から等々力大橋架橋後には等々力緑地外周園路を経て小杉陣屋町→武蔵小杉駅北口迄 ミニバスの新しいアクセスが出来れば公園の将来が楽しみになります。 以上</p> <p style="text-align: right;"><b>【意見書5】</b></p>	<p>外周園路の設計については、交通安全や利便性等を考慮しつつ、関係機関と協議しながら検討を進めています。外周園路の整備及び等々力緑地全体の再編整備を進める中で、可能な限り樹木の現位置での保全に努めてまいります。今後の検討において、ご意見を参考にさせていただきます。</p>

### (3) その他

(1) その他	
① 現在の植栽管理について ② 現在の多目的広場の利用について ③ 現在の公園利用による発生音について	
市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
① 現在の植栽管理について	
<p>現状の釣り池の周辺は草がうっそうと茂っており、周囲が暗くなると近寄りがたく危険な雰囲気となっています。安全に池の自然と触れ合えるような環境改善を是非ともお願いしたいです。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 2-2】</p>	<p>緑地の管理運営については、公園利用者が安全かつ快適に利用できるよう、樹木の刈込や剪定、草刈り等を実施していますが、ご意見を踏まえ、公園利用者の安全や利用しやすさへの配慮に努めてまいります。また、今後の事業計画の検討において、ご意見を参考にさせていただきます。</p>
② 現在の多目的広場の利用について	
<p>最近、多目的広場（芝生広場）でオートキャンプが設置され、芝生の広場に車が乗り入れられている。キャンプ終了後に焚火が燃えたままになっていた事故も起きている。公園内に一般車が乗り入れることは禁止されているのではないですか？公園内で焚火をすることも禁止されているのではないですか？芝生広場は隣で子どもたちがサッカーなどボウル遊びもしており、その横で焚火をすることは事故につながる危険な行為です。緑地の管理が民間に移されたら何をしても良いのでしょうか？</p> <p>等々力緑地の再編整備方針では、中央園路は車が通ることで危険なため廃止するとしている。この方針から見れば、公園内にしかも芝生広場に車を乗り入れることは問題が大きいと思います。オートキャンプは直ちに中止すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【意見書 11】</p>	<p>公園利用者には、相互に尊重しご利用いただくことをご説明しております。引き続き公園利用における安全確保に努めてまいります。また、今後の運営・管理において、ご意見を参考にさせていただきます。</p>

市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
<p><b>③ 現在の公園利用による発生音について</b></p>	
<p>「環境の保全の見地から」の意見ではありませんが、担当の方が意見がありましたら意見書で出してくださいと言われたので、現在困っていることを書かせていただきます。</p> <p>アリーナへ車で来た方が、アリーナ入口付近で車を降りていくと戸を閉める音がうるさいです。(1台2台ではないので)</p> <p>帰りに車を待っている人が、敷地内に入っていたりすると怖いです。</p> <p>現在公園内は、夜中でも騒ぐ人がいます。催し物広場は、ほぼ毎日のようにサッカーをしている人達の大きな声や笑い声で迷惑しています。(注意するのも逆恨みされそうで怖いです)</p> <p>スポーツをする広場がなくても大きな声で騒いだり、歌ったりする人もいます。</p> <p>昼夜問わず、騒音は本当に迷惑でストレスです。</p> <p>その事も考慮して頂けると助かります。</p> <p>現在もとどろきアリーナ前、催し物広場のイベントによる騒音、等々力球場・陸上競技場の声援・歓声がよく聞こえます。</p> <p>昔はたまにうるさい時もありましたが、気になる程の頻度ではありませんでした。今はイベントの準備を見ているだけでストレスを感じます。</p> <p>これ以上ストレスや心配事が増えないことを願います。</p> <p>以上</p> <p style="text-align: right;">【意見書 7-3】</p>	<p>公園利用者には、周辺にお住まいの方へ配慮してのご利用にご協力いただくよう周知しておりますが、引き続き公園利用による発生音の抑制に努めてまいります。また、今後の運営・管理において、ご意見を参考にさせていただきます。</p> <p>また、環境配慮計画書においても、公園利用による発生音に関するご意見をいただいたことを踏まえ、条例方法書では、周辺の住居等に関する配慮として「公園利用による発生音影響の抑制のための方策を検討する。」と記載しましたが(条例方法書 p.25 参照)、引き続き、本事業として実施可能な対策を川崎市とともに検討します。</p>



## 川崎市環境影響評価審議会幹事・関係課長名簿

参考資料

令和5年12月6日現在

幹 事 (19名)		関 係 課 長 (28名)	
総務企画局都市政策部長	田中 一平	総務企画局都市政策部 企画調整課担当課長	加島 晃
経済労働局産業政策部長	若松 秀樹	経済労働局産業政策部企画課長	勝山 慶一
まちづくり局総務部長	齋藤 正孝	まちづくり局総務部 まちづくり調整課長	齋藤 浩
まちづくり局計画部長	武藤 智則	〃 計画部都市計画課長	大場 孝浩
		〃 計画部担当課長 (景観・地区まちづくり支援担当)	重森 智一
まちづくり局市街地整備部長	定山 武史	〃 市街地整備部地域整備推進課長	沖山 浩二
まちづくり局指導部長	関山 浩司	〃 指導部建築管理課長	須山 政弘
		〃 指導部建築指導課長	工藤 圭一
		〃 指導部建築審査課長	佐々木 朗子
		〃 指導部宅地審査課長	吉尾 貴充
建設緑政局総務部長	櫻井 雅幸	建設緑政局総務部企画課担当課長 (計画調整担当)	鈴木 伸也
建設緑政局道路河川整備部長	鈴木 健司	〃 道路河川整備部河川課長	内田 彰浩
建設緑政局緑政部長	河合 征生	〃 緑政部みどり・多摩川協働推進課長	松本 茂人
港湾局港湾経営部長	林 健太郎	港湾局港湾経営部経営企画課長	二宮 弘治
上下水道局水道部長	渡辺 浩一	上下水道局水道部水道計画課長	坂手 博
上下水道局下水道部長	重富 和成	〃 下水道部管路保全課長	松原 秀明
消防局警防部長	熊谷 淳史	消防局警防部担当部長 警防課長事務取扱	松本 智禎
教育委員会事務局教育政策室長	岩上 淳	教育委員会事務局教育政策室担当課長	豎月 基
教育委員会事務局生涯学習部長	大島 直樹	〃 生涯学習部文化財課長	竹下 研
環境局総務部長	武藤 良博	環境局総務部企画課長	藤田 晃央
環境局脱炭素戦略推進室長	井田 淳	〃 脱炭素戦略推進室担当課長 (温暖化対策計画・協働推進)	内田 洋平
環境局環境対策部長	小林 幸雄	〃 環境対策部地域環境共創課長	盛田 宗利
		〃 環境対策部地域環境共創課担当課長	関 昌之
		〃 環境対策部環境対策推進課長	加藤 之房
		〃 環境対策部環境保全課長	千室 麻由子
環境局生活環境部長	宮川 潔	〃 生活環境部減量推進課長	増田 亘宏
		〃 生活環境部収集計画課長	宝田 博一
		〃 生活環境部廃棄物指導課長	入江 真久

等々力緑地再編整備・運営等事業に係る臨時幹事・関係課長

建設緑政局 富士見・等々力再編整備室長	磯部 由喜子	建設緑政局 富士見・等々力再編整備室 担当課長	山本 豊
------------------------	--------	----------------------------	------